

議案第55号

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

平成29年10月3日 提出

羽曳野市長 北川嗣雄

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 9 条第 2 項の条例で定める事務を追加するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例
の一部を改正する条例

平成 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成 27 年羽曳野市条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「法別表第 1 の下欄又は」及び「又は規則で定める特定個人情報」を削る。

別表第 2 に次のように加える。

12 市長	児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は障害者関係情報であつて規則で定めるもの
13 市長	身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は障害者関係情報であつて規則で定めるもの

	所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	
14 市長	地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報、児童手当関係情報、児童扶養手当関係情報、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)による子どものための教育・保育給付の支給若しくは地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報又は羽曳野市営住宅条例(平成 9 年羽曳野市条例第 16 号)による市営住宅に係る家賃その他の使用料に関する情報であって規則で定めるもの
15 市長	国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)による保険給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、介護保険給付等関係情報、児童手当関係情報又は児童扶養手当関係情報であって規則で定めるもの
16 市長	知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの
17 市長	特別児童扶養手当等の	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護

	支給に関する法律(昭和39年法律第134号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34号)附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は障害者関係情報であつて規則で定めるもの
18 市長	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	地方税関係情報、外国人生活保護関係情報、羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報、羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報又は羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であつて規則で定めるもの
19 市長	高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であつて規則で定める	住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、介護保険給付等関係情報、児童手当関係情報又は児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの

	もの	
20 市長	介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、外国人生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付実施関係情報であって規則で定めるもの
21 市長	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの
22 市長	子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であって規則で定めるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

羽曳野市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表

新	旧																		
(個人番号の利用範囲) 第4条 1・2 省略 3 市の機関は、法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。	(個人番号の利用範囲) 第4条 1・2 省略 3 市の機関は、法別表第1の下欄又は法別表第2の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で法別表第2の第4欄に掲げる特定個人情報又は規則で定める特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを使用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けることができる場合は、この限りでない。																		
4 省略 第5条・第6条 省略 附 則 省略 別表第1 省略 別表第2(第4条関係)	4 省略 第5条・第6条 省略 附 則 省略 別表第1 省略 別表第2(第4条関係)																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~11 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>12 市長</td> <td> <u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u> </td> <td> <u>住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの</u> </td> </tr> <tr> <td>13</td> <td>身体障害者福祉</td> <td>住民票関係情報、</td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	特定個人情報	1~11 省略			12 市長	<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの</u>	13	身体障害者福祉	住民票関係情報、	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機関</th> <th>事務</th> <th>特定個人情報</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1~11 省略</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機関	事務	特定個人情報	1~11 省略		
機関	事務	特定個人情報																	
1~11 省略																			
12 市長	<u>児童福祉法(昭和22年法律第164号)による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、肢体不自由児通所医療費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、障害福祉サービスの提供、保育所における保育の実施若しくは措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの</u>																	
13	身体障害者福祉	住民票関係情報、																	
機関	事務	特定個人情報																	
1~11 省略																			

市長	<u>法(昭和 24 年法律第 283 号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は障害者関係情報であって規則で定めるもの</u>	
14 市長	<u>地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務であって規則で定めるもの</u>	<u>住民票関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、医療保険給付関係情報、介護保険給付等関係情報、児童手当関係情報、児童扶養手当関係情報、子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)による子どものための教育・保育給付の支給若しくは地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報又は羽曳野市営住宅条例(平成 9 年羽曳野市条例第 16 号)による市営住宅に係る家賃その他の使用料に関する情報であって規則で定めるもの</u>	
15 市長	<u>国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)による保険給付の支給、保険料の徴</u>	<u>住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、外国人生</u>	

	収又は保健事業の実施に関する事務であつて規則で定めるもの	活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、介護保険給付等関係情報、児童手当関係情報又は児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの	
16 市長	知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)による障害福祉サービス、障害者支援施設等への入所等の措置又は費用の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付関係情報又は障害者関係情報であつて規則で定めるもの	
17 市長	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和 39 年法律第 134 号)による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律(昭和 60 年法律第 34 号)附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であつて規則で定めるもの	住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報又は障害者関係情報であつて規則で定めるもの	
18 市長	母子保健法による保健指導、新生児の訪問指導、健康診査、妊娠の届出、母子健康手帳の交	地方税関係情報、外国人生活保護関係情報、羽曳野市重度障害者の医療費の助成に関する条例による医療費	

	<p><u>付、妊産婦の訪問指導、低体重児の届出、未熟児の訪問指導、養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給又は費用の徴収に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	<p><u>の助成に関する情報、羽曳野市ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報又は羽曳野市子どもの医療費の助成に関する条例による医療費の助成に関する情報であつて規則で定めるもの</u></p>	
19 市長	<p><u>高齢者の医療の確保に関する法律(昭和 57 年法律第 80 号)による後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	<p><u>住民票関係情報、地方税関係情報、医療保険給付関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報、障害者関係情報、介護保険給付等関係情報、児童手当関係情報又は児童扶養手当関係情報であつて規則で定めるもの</u></p>	
20 市長	<p><u>介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であつて規則で定めるもの</u></p>	<p><u>住民票関係情報、地方税関係情報、外国人生活保護関係情報又は中国残留邦人等支援給付実施関係情報であつて規則で定めるもの</u></p>	
21 市長	<p><u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)によ</u></p>	<p><u>住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報、外国人生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給</u></p>	

	<p><u>る自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	<p><u>付等関係情報、障害者関係情報又は医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの</u></p>	
22 市長	<p><u>子ども・子育て支援法による子どもたちのための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって規則で定めるもの</u></p>	<p><u>住民票関係情報、地方税関係情報、生活保護関係情報又は外国人生活保護関係情報であつて規則で定めるもの</u></p>	以下省略

